# 地方独立行政法人芦屋中央病院職員の退職手当に関する規程

平成27年4月1日 病院規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人芦屋病院職員就業規則(平成27年病院規程第6号。以下「就業規則」という。)に基づき、就業規則第56条に規定する職員(非常勤職員及び再雇用職員を除く。以下「職員」という。)の退職手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

#### (退職手当の支給)

- 第2条 退職手当は、常時勤務する職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、 その遺族)に支給する。
- 2 退職手当は、勤続3年以上の職員が退職したときに支給する。

#### (遺族の範囲及び順位)

- 第3条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項 第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合に おいて、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父 母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
  - (1) 職員を故意に死亡させた者
  - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

#### (退職手当の支払)

第4条 次条及び第16条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第 18条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知する ことができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

## (一般の退職手当)

第5条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第10条まで及び第13条から第15条まで の規定により計算した退職手当の基本額とする。 2 医師については前項の規定にかかわらず、医師退職手当に関する規程において定める。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給、その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続年数を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) 3年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
  - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
  - (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
  - (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
  - (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
  - (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第8条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第20条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 勤続期間3年以上10年以下の者 100分の60
  - (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
  - (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第7条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(定年により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。)に対する退職手当の基本額は退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) 3年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
  - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
  - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当するものを除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

## (整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第8条 職制若しくは予算の減少により、廃職若しくは課員を生ずることにより退職した者、業務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(定年により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) 3年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
  - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
  - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、 又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者 を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

- 第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(地方独立行政法人芦屋中央病院職員給与規程(以下「給与規程」という。)の改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
  - (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した 理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定 減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相 当する額
  - (2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合から口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
    - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
    - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第17条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第20条第1項若しくは第22条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第18条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間をいう。
  - (1) 職員としての引き続いた在職期間
  - (2) 前号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第10条 第8条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の
		日において定められているその者に係る定年
		と退職の日におけるその者の年齢との差に相
		当する年数1年につき100分の2を乗じて得た
		額の合計額

第9条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の
		2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第9条第1項第2号口	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日の うち最も遅い日の前日に現に退職した理由と 同一の理由により退職したものとし、かつ、そ の者の同日までの勤続期間及び特定減額前給 料月額を基礎として、前3条の規定により計算 した場合の退職手当の基本額に相当する額

# (業務又は通勤によることの認定の基準)

第11条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

# (勧奨の要件)

第12条 勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨は、その事実について、理事長の定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

# (退職手当の基本額の最高限度額)

- 第13条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者 の退職手当の額とする。
- 第14条 第9条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2 号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわら ず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
  - (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
  - (2) 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額 及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- 第15条 第10条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条	第6条から第8条まで	第10条の規定により読み替えて適用する第8
		条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の
		日において定められているその者に係る定年
		と退職の日におけるその者の年齢との差に相
		当する年数1年につき100分の2を乗じて得た

		額の合計額
	これらの	第10条の規定により読み替えて適用する第8
		条の
第14条	第9条第1項の	第10条の規定により読み替えて適用する第9
		条第1項の
	同項第2号口	第10条の規定により読み替えて適用する同項
		第2号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第14条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額
		に退職の日において定められているその者に
		係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
		の差に相当する年数1年につき100分の2を乗
		じて得た額の合計額
第14条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額
		に退職の日において定められているその者に
		係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
		の差に相当する年数1年につき100分の2を乗
		じて得た額の合計額
	第9条第1項第2号口	第10条の規定により読み替えて適用する第9
		条第1項第2号口
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に
		退職の日において定められているその者に係
		る定年と退職の日におけるその者の年齢との
		差に相当する年数1年につき100分の2を乗じ
		て得た額の合計額
	当該割合	当該第10条の規定により読み替えて適用する
		同号口に掲げる割合

## (一般の退職手当の額に係る特例)

第16条 第8条第1項に規定する者に対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本 給月額に100分の540を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の 規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

## (勤続期間の計算)

- 第17条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合(第20条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、 その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の 計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の 1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り 捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第6条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第7条第1項は又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第18条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条又は船員法(昭和22年法律第100号)第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の他、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

# (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

- 第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者 (当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受け る権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職 をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った 経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の 程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の 全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
  - (1) 懲戒免職等処分(就業規則第59条の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。)を受けて退職をした者
  - (2) 就業規則第24条第1項第5号の規定により解雇された者
- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が 知れないときは、当該処分の内容を民法(明治29年法律第89号)第98条の規定による公示送達 の方法をもって通知に代えることができる。この場合においては、当該公示送達の日から起 算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

# (退職手当の支払の差止め)

- 第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者 に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
  - (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
  - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合 において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当 該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことがで きる。
  - (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが法人に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由が

あると思料するに至ったとき。

- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払 差止処分」という。)を受けた者は、処分があったことを知った日の翌日から起算 して60日(当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての 決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内)が経過した後において は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し 立てることができる。
- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行 為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合は、当該支払差止処分を受けた 者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年 を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、 当該一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取 り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
  - (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 就業規則第23条に規定する再雇用職員が当該一般の退職手当等の額の算定

- の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒解雇処分(以下「再雇用職員に対する解雇処分」という。)を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者(再雇用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。) について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き 続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第19条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第19条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の 退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取 り消されたものとみなす。

#### (退職をした者の退職手当の返納)

- 第22条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、 次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第19条第1項 に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等 の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
  - (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
  - (3) 理事長が、当該退職をした者(再雇用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。) について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期 間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第19条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

# (遺族の退職手当の返納)

- 第23条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第19条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第19条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第24条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第23条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第23条第3項又は前条第2項の規定による意見聴取を行う旨の通知を受けた場合において、第23条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第19条第1項に規定する事情のほか、

当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得する見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第19条第2項並びに第23条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

- 第25条 職員が退職した場合(第20条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 2 医師である職員が、引き続いて職員以外の特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(理事長への委任)

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、同日以後の退職による退職手当について適用する。

(法人移行職員に係る在職期間の計算)

2 法人の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項の規定により芦屋町職員から引き続き法人の職員となった者(以下「法人移行職員」という。)の在職期間について、芦屋町一般職員の退職手当に関する条例(昭和40年条例第18号。以下「芦屋町退職手当条例」という。)の規定による勤続期間を法人職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(退職手当の特例)

3 当分の間、退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条及び第13条から第16条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

(法人移行職員の退職手当の特例)

4 法人移行職員が退職した場合において、芦屋町退職手当条例の規定により計算した退職手当の額が、この規程の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、この規程の規定にかかわらず、当分の間、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。